

浦 監 第 63 号
平成 20 年 8 月 25 日

浦安市監査委員	醍 醐	敦
同	杉 山	元 三
同	辻 田	明

平成 20 年度定期監査（財務部）の結果報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により実施した定期監査の結果について、同条第 9 項の規定により別紙のとおり公表します。

平成 20 年度定期監査（財務部）の結果報告書

1．監査の範囲

平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日に執行された財務に関する事務の執行等

2．監査対象部局

財務部

3．監査の実施期間

平成 20 年 5 月 1 日から 6 月 30 日

4．監査の観点及び方法

予算及び事務の執行等が法令等に従って適正かつ効果的に行われているかを主眼に書類審査、質問審査を実施した。

5．監査の結果

次の事項について、改善、検討の必要があると認められた。

（1）財政課

財務事務経費「消耗品費」について、配当替で 9 月に減額後、3 月に増額の配当替が行われていた。適正な予算執行に努められたい。

市債権未納対策について、債権の徴収を財政課が中心となって全庁的に取り組まれるよう努められたい。

予算執行について、予算の流用等が多数行われていた。突発的な事案の発生等、理由は理解できるが、予算執行を指導する立場にあることから、適切な予算執行に努められたい。

時間外等勤務について、引き続き時間外勤務の縮減を図るよう努められたい。

（2）契約管財課

未利用地の有効活用について、可能な限り貸付を行い、また道路残地の払い下げを行ったとのことだが、引き続き有効活用をされるよう努められたい。

物品購入契約における同等品について、規格・品質要件とともに市が示す規格品の定価程度（定価の 95%）以上とする金額要件が設定されているが、規格・品質において同等品とする取扱いを徹底し、金額要件についても再考するよう検討されたい。

集合事務所維持補修費の工事請負費について、緊急対応として冷却塔改修工事を事業間配当替により行ったとのことだが、今後は予算編成時に状況把握をするとともに、優先順位を考慮し、予算計上されるよう努め

られたい。

庁舎昇降機保守管理委託等一社随意契約について、可能な範囲で値引き交渉をしたとのことだが、今後もより価格交渉を行うよう努められたい。集合事務所消防設備保守点検業務委託について、一社随意契約を行われていたが、一社随意契約の基準に該当しないことから、見直しをされたい。

新浦安駅前複合施設整備運営事業について、施設の利用率の向上及び運営の活性化を図るよう努められたい。

(3) 営繕課

施設図面電子化業務委託について、システム構築業者と一社随意契約をしているが、契約金額が適正であるかを検証するよう努められたい。

各課から依頼される工事設計金額の積算について、入札の際予算残額が生じたり、予算不足により不調も生じている。今後はより適正な積算金額となるよう努められたい。

(4) 市民税

特徴課税資料登録データ入力業務（単価契約）について

- ・これまで1社随意契約が行われていたため、2社へ見積徴収を行ったところ、1社からは見積書が提出されなかった。本来なら再度、見積り合わせを行うべきところ見積徴収を行わずに契約され、結果として1社随意契約となったにも拘らず、執行伺いの添付書類に不備がみられた。今後は、適正な事務執行に努められたい。また、1社随意契約が改善できるよう検討されたい。
- ・契約先で合併予定があったため、履行期間短縮の契約変更をし、その後、合併後の新会社と契約が行われていた。書類を確認したところ、当初の契約は市民税等電算処理（通常分）から予算執行していたが、新会社との契約では市民税特別徴収賦課事務経費から予算執行されていた。理由を確認したところ誤って別の事業（市民税特別徴収賦課事務経費）から執行してしまったとのことであった。今後は、適正な事務執行に努められたい。

(5) 収税課

市税徴収事務経費について

- ・徴収率については、市税収納員制度の導入やコンビニエンスストアでの収納も実施され、上昇傾向にあるが、今後は他市の徴収方法等も検討しながら、一層の徴収に努められたい。
- ・収入未済額を減少させるために、市税収納員に早い段階で現年度分の戸別徴収を行う等の対策を講じているとのことだが、今後もより一層の徴収に努められたい。